

令和4年度愛南町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本町が行う障害者就労施設等からの物品等の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、愛南町の全ての組織が発注する物品又は役務とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設

- ① 就労移行支援事業所
- ② 障害者就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③ 生活介護施設
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ⑤ 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している次の企業等

- ① 特例子会社（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所）
- ② 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する次のアからウを全て満たす事業所）
 - ア 障害者の雇用数が5人以上
 - イ 当該事業所の従業員数に占める障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である従業員の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

本町が契約によって調達する物品及び役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等を対象とする。

6 調達の推進方法

(1) 基本的な考え方

① 全庁的な取り組みの推進

障害者の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。

② 他の施策等との調和等

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、予算の適正な執行等に努める。

(2) 障害者就労施設からの物品等に調達

① 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

② 隨意契約による調達の活用

障害者就労施設等からの物品の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び愛南町契約事務規則等に定める随意契約の活用に努める。

③ 障害者就労施設等への配慮

物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等に対し、可能な限り調達内容の仕様を分かりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に努める。

④ 障害者就労施設等への支援

障害者就労施設等に対して、物品等の質の確保や供給できる品目の拡大等、調達の拡大に向けた情報提供に努める。

7 調達目標

令和 4 年度の調達目標は、2,300,000 円とする。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 町は、調達方針を策定し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。

(2) 町は、当該年度の調達実績を翌年度の 6 月末までに取りまとめ、町ホームページで公表する。